

イギリス会社法正文(二)

喜多 了 祐

前回の分は、わたくし自ら校正を見ることができなかつたため、若干の脱漏を免れなかつた。先ず、第六条の二行目「保証会社」の次に「又は無限責任会社」の語句を挿入する。次に、第三二条の十三行目「明示的」の次に「又」の一字を挿入する。更に、77頁脚註(1)に debentures secured by a floating charge の英文字句を入れる。

尚、一橋大学の吉永教授から、欄外に日本商法の条文を対比して示してはどうかという御注意をいただいたが、日英両会社法は系譜を異にするので、対比は難しい。以下に示すのは一応のものであつて、しつくりとした対比でないこと勿論である。

第一条(法人格ある会社の設立方法)の一については、日本商法第五七条(設立の登記)、第六二条(合名会社の設立)、第一六五条(株式会社の設立)及び有限会社法第五条第一項(設立)を対比。

第一条の二(会社の種類)については、日本商法第五三条(会社の種類)を対比。

第二条(基本定款の必要記載事項)については、日本商法第六三条(合名会社の定款記載事項)、第一四八条(合資会社の定款記載事項)、第一六六条(株式会社の定款記載事項)及び有限会社法第六条(定款記載事項)を対比。

第二条の一第1号(会社の商号)については、日本商法第一七条(会社の商号)及び有限会社法第三条(商号)を対比。

第二条の四第2号(基本定款署名者の株式引取)については、日本商法第一六九条(発起人の株式引受)を対比。

第三条(基本定款への印紙貼付及び署名)については、日本商法第六三条(合名会社の定款への署名)、第一六六条(株式会社の定款の作成)、第一六七条(定款の認証)及び有限会社法第六条(定款への署名)を対比。

第四条(基本定款の変更に関する制限)及び第五条(会社の目的を変更する方法及びその限度)については、日本商法第七二条(合名会社の定款の変更)、第三四二条以下(株式会社の定款変更)を対比。

第五条の一第6号(会社の営業譲渡)については、日本商法第二四五条(株式会社の営業譲渡)を参照。

第五条の一第7号（会社の合併）については、日本商法第九八条（合併の決議）、第四〇八条（合併契約書承認の決議）を参照。

第五条の四（反対社員の株式その他の持分の買取に関する取極めの促進）については、日本商法第二四五条の二（反対株主の株式買取請求権）、第四〇八条の二（反対株主の株式買取請求権）を対比。尚、その規定の第二項については、日本商法第二一〇条（自己株式の取得）第四号を対比。

第五条の七（目的変更の登記）については、日本商法第六七条（変更の登記）を対比。

第九条（通常定款への印紙貼付及び署名）については、第三条についてと同様な対比。

第一〇条（特別決議による通常定款の変更）については、第四条及び第五条についてと同様な対比。

第一二条（基本定款及び通常定款の登記）については、日本商法第五七条（設立の登記）を対比。

第一三条（登記の効力）の二については、日本商法第五四条第一項（法人性）を対比。

第一六条（無限責任会社を有限責任会社とする登記）の一については、日本商法第一一四条（合名会社の組織変更の登記）、第一一五条（組織変更により有限責任社員となつた者の責任）を対比。

第一八条（商号の変更）の二については、日本商法第一九条（商号登記の効力）を対比。

第二三条の二後段（基本定款の変更と或種類の社員の特別な権利）については、日本商法第三四五条（或種類の株主の総会）を対比。

第二四条（社員に交付すべき基本定款及び通常定款の謄本）については、日本商法第二六三条（定款の公示）を対比。

第二七条の二（持株会社の社員の人格代表者又は持分受託者たる関係にある従属会社）については、日本独禁法第一〇条（会社の株式保有の制限）及び商法第二一〇条（自己株式の取得）を参照。

第二八条（私会社の意義）については、日本有限会社法第一九条（持分の譲渡）、第八条（社員総数の制限）を対比。

第三〇条（私会社たる資格の喪失）については、日本有限会社法第六七条（株式会社への組織変更）を対比。

第三一条（法定最少限を下る社員の数の減少）については、日本商法第九四条（合名会社の解散原因）第四号、第四〇四条（株式会社の解散原因）及び有限会社法第六九条（解散の原因）第一項第五号を対比。

第二章

株式会社及び社債

第一節

目論見書⁽¹⁾**第三七條** (目論見書の日付)

会社により、会社のために、又は将来の会社⁽²⁾に関して発行される目論見書には、日付をなさなければならない。その日付は、反対の証明がない限り、目論見書公示の日付と推定する。

第三八條 (目論見書に記載すべき明細事項及びこれに表示すべき報告事項)

(一) 本法第三九条に規定する場合を除いて、会社により又は会社のために発行される目論見書には、すべて、本法の附則第四款第一目に示す明細事項を記載する外、同款第二目に掲げる報告事項を表示しなければならない。会社の設立に従事し若しくは関与した者又は現に従事し若しくは関与している者により発行される目論見書又はその者のために発行される目論見書についても、また、同様とする。上記の第一目及び第二目は、同款第三目に規定するところに従つて、効力を有する。

(二) 本条の条件に従わないことを会社の株式若しくは社債の申込人に要求し若しくは義務づける条件、又は目論見書に特に示していない契約、文書若しくは事項をもその者が了知したものとする旨の条件は、無効とする。

(三) 本法第三九条に規定する場合を除く外、会社の株式又は社債⁽³⁾の申込証の発行は、本条の要件を充たす目論見書と共になされるのでなければ、適法でない。

前項の規定は、申込証が次の各号の一に関して発行されたのであることが証明されたときは、適用しない。

(1) prospectus.

(2) intended company.

(3) form of application.

(1) 株式又は社債に関する引受保証契約⁽¹⁾を締結するように或者に対してなす善意の勧誘⁽²⁾。

(2) 公募されなかつた株式又は社債⁽⁴⁾。

前二項の規定に違反した者は、五百ポンドを超えない罰金に処する。

(四) 本条の要件を充たさず又はこれに違反した場合に、次の各号の一に該当するときは、目論見書について責任を有する取締役その他の者は、要件を充たさず又はこれに違反したために責任を負うことがない。

(1) 開示されなかつた事項について、これを知らなかつたことを、その者が証明するとき。

(2) 要件を充たさなかつたこと又は要件に違反したことが、自己の善意による事実の錯誤⁽⁴⁾から生じたものであることを、その者が証明するとき。

(3) 要件を充たさなかつたこと若しくは要件に違反したことが、事件の繫属する裁判所によつて重要でない⁽⁴⁾と認められる事項について、生じたものであるか、又は、その裁判所によつて、事件の一切の事情を斟酌すれば、免責を至当とすると認められる程度のものであつたとき。

本法の附則第四款第一六条に定める事項について目論見書に記載を欠いた場合には、前項の規定に拘らず、取締役その他の責任者は、開示されなかつた事項を知つていたことが証明されない限り、その記載を欠いたことについて責任を負わない。

(五) 次の各号の場合には、本条を適用しない。但し、その他の場合には、目論見書又は申込証が会社の設立のときに発行されるものであると、その設立に関して発行されるものであると、又はその設立後に発行されるものであるとを問わず、これに本条を適用する。

(1) 株式又は社債の申込人が他人のために放棄する権利⁽⁵⁾を有すると否とを

(1) underwriting agreement.

(2) bona fide invitation.

(3) offer to the public.

(4) honest mistake of fact.

(5) the right to renounce in favour of other persons.

問わず、会社の株式又は社債に関する目論見書又は申込証を現在の社員又は社債権者に対して発行するとき。

(2) 既に発行され且つ当分の間所定の証券取引所⁽¹⁾で取引され又は上場される株式又は社債とすべての点において一致し又は一致すべき株式又は社債について、目論見書又は申込証を発行するとき。

(六) 本条のいかなる規定も、一般法により又は本法の他の条文により或者が負うべき責任を制限し又は軽減しない。

第三九條 (一定の目論見書の場合における前条の排除及び附則第四款の緩和)

(一) 次の条件をそなえる場合には、申立人の請求にもとづき、証券取引所は免除証明書⁽²⁾を交付することができる。その証券取引所のために免除証明書の交付がなされるときも、また、同様とする。免除証明書には、株式又は社債の発行の規模その他の事情について、また募集の相手方とされるべき者の数及び種類の制限⁽³⁾について、(請求に表示された)提供の内容を斟酌すれば、本法の附則第四款の要件を充たすことが不当に重い負担である旨の、証明がなされるものとする。

(1) 一般的に発行された(すなわち、会社の現在の社員又は社債権者でない者に対して発行された)目論見書によつて会社の株式又は社債を公募する旨の提供がなされたこと。

(2) 前号の株式又は社債が所定の証券取引所で取引され又は上場されることの許可を請求する申立がその証券取引所に対してなされたこと。

(二) 免除証明書が交付される場合に、前記の提供に対する附合⁽⁴⁾がなされ、且つ証券取引所に対してなされた許可請求の申立に関連して公示されなければならない明細及び情報が公示されたときは、次の各号の規定に従う。

(1) 公示のために必要とされる様式に従い上記の明細及び情報を呈示する目論見書は、本法の附則第四款の要件を充たすものとみなす。

(2) 申立によつて請求された許可が与えられた後に、株式又は社債に関す

(1) stock exchange.

(2) certificate of exemption.

(3) proposals.

(4) adhered to the proposals.

る目論見書又は申込証を発行する場合は、前条を適用しない。

第四〇條（専門家の陳述を含む目論見書の発行に対するその専門家の同意）

（一）会社の株式又は社債の引受を勧誘する目論見書が、専門家⁽¹⁾によつてなされたと認められる陳述を含むときは、次の条件をそなえる場合を除く外、これを発行してはならない。

（1）様式及び文脈の点でその陳述を含む目論見書の発行に、その専門家が書面による同意を与え、且つ登記申請のためにその目論見書の謄本一通が提出される前に、この同意を撤回しなかつたこと。

（2）その専門家が前号の同意を与え且つこれを撤回しなかつた旨の記載が、その目論見書になされていること。

（二）本条に違反して目論見書が発行されたときは、会社及びその発行に事情を知つて関係したすべての者は、五百ポンドを超えない罰金に処する。

（三）本条において「専門家」とは、技師⁽³⁾、価格査定人⁽⁴⁾、会計士⁽⁵⁾、その他、自己の陳述に權威を与える職業に従事する者をいう。

第四一條（目論見書の登記）

（一）すべて目論見書は、その公示の日又はその前に、これの謄本一通を会社に関する登記事務取扱者に提出して、登記を申請したものでなければ、会社により、会社のために、又は将来の会社に関して、発行されてはならない。その謄本には、目論見書に会社の取締役若しくは取締役候補者として指名されたすべての者又は書面によつて授權されたその代理人が署名し、且つ次の各号に定める事項又は書類を裏書又は添附しなければならない。

（1）専門家である者が目論見書の発行に与える前条の同意。

（2）一般的に発行される目論見書の場合には、前号に定める事項の外、次の各書類。

（イ）本法の附則第四款第一四条によつて目論見書中に記載しなけ

-
- （1） expert.
 - （2） knowingly.
 - （3） engineer.
 - （4） valuer.
 - （5） accountant.

ればならない契約書の写し。書面にされていない契約の場合には、その細目を明示する覚書。本法第三九条により交付される免除証明書によつて本法の附則第四款の要件を充たすものとみなされる目論見書の場合に、同条によりなされる証券取引所への申立に関連して、契約書若しくはその写し又は契約の覚書を閲覧に供することが要求されるときは、その契約書の写し又は場合によつてはその契約の覚書。

- (ロ) 本法の附則第四款第二目によつて要求される報告をなす者が、その報告の中で、同款第二九条に定める精算をなし、又は理由を附さずに、精算をなした旨を表示したときは、精算の内容及び理由に関するその者の署名ある説明書。

前項第2号のイにおいて、目論見書の謄本に裏書又は添附しなければならない契約書の写しを指す文句は、契約書の全部又は一部が外国語による場合には、その契約書の英訳による写し又はその外国語による部分の英訳を掲げる写しを指すものと解する。この場合には、翻訳に誤りのないことが所定の方法で証明されていなければならない。閲覧に供することを要求される契約書の写しを指す文句は、その翻訳の写し又はその一部の翻訳を掲げる写しを指す場合を含むものと解する。

(二) すべて目論見書は、その表面に次の事項を記載しなければならない。

(1) 本条に定めるところに従い、謄本一通が登記申請のために提出された旨の表示。

(2) 本条によりその提出された謄本に裏書又は添附されなければならない文書の種類を明らかにする文句、又はこれを明らかにする表示を目論見書に含まれたものとして引照する文句。

(三) 目論見書に日付がなく、且つその謄本に本条の方法による署名がなされていないとき、及び前記の通り種類を明らかにした文書がその謄本に裏書又は添附されていないときは、登記事務取扱者は目論見書を登記してはならない。

(四) 本条により登記事務取扱者に謄本一通を提出することなしに、又はその提出した謄本に所要の文書を裏書又は添附することなしに、目論見書を発行し

たときは、会社及びその目論見書の発行に事情を知つて関係したすべての者は、発行の日から、所要の文書を裏書又は添附した謄本の提出があるときまで、毎日五ポンドを超えない罰金に処する。

第四二條（目論見書又は目論見書に代る届出書に記載した約定の変更に関する制限）

（一）有限株式会社又は株式資本を有する有限保証会社は、目論見書又は目論見書に代る届出書に記載した契約の条項を、法定総会前⁽¹⁾に変更してはならない。但し、法定総会の承認を得て変更することを妨げない。

（二）本条は、私会社に適用しない。

第四三條（目論見書における不実の記載についての民事責任）

（一）本条に別段の規定がある場合を除き、目論見書が会社の株式又は社債の引受を勧誘するときは、次に掲げる者は、目論見書に信頼して株式又は社債を引受けたすべての者に対して、その目論見書に含まれる不実の記載のために蒙つた損害を賠償する責に任ずる。

（1）目論見書の発行のときに会社の取締役であつたすべての者。

（2）取締役として又は即時に若しくは暫時の後に取締役となることに同意した者として目論見書中に指名されることを認許し、且つ現に目論見書中に指名されているすべての者。

（3）会社の発起人であるすべての者。

（4）目論見書の発行を認許したすべての者。

本法第四〇条により目論見書の発行に或者の同意が必要とされる場合に、その同意を与えた者はその同意を与えたために目論見書の発行を認許した者として前項に定める賠償の責に任ずることがない。但し、専門家としてその者がなしたと認められる不実の記載については、この限りでない。

（二）何人も、次の事項を証明したときは、本条の一に定める賠償の責に任じない。

（1）会社の取締役となることに一旦は同意したが、その後目論見書の発行

(1) statutory meeting.

前にこの同意を撤回したのであつて、目論見書は自己の認許又は同意なしに発行されたものであること。

(2) 目論見書は自己の認許又は同意なしに発行されたのであつて、その発行の事実を知つたとき、直ちに、目論見書が自己の認識又は同意なしに発行された旨の相当の公告⁽¹⁾をなしたこと。

(3) 目論見書の発行後であつて、且つその目論見書による割当⁽²⁾の前に、目論見書中の不実の記載を知つたとき、これに与えた自己の同意を撤回し、また撤回及び撤回の理由について相当の公告をなしたこと。

(4) 次の事実が存すること。

(イ) 専門家の権威又は官庁の文書若しくは陳述の権威にもとづいてなされたと認められないすべての不実の記載については、その記載が真実であると信すべき相当の理由があり、且つ、場合によつては、株式又は社債の割当のときまで、その記載が真実であると信じたこと。

(ロ) 専門家による陳述と認められるすべての不実の記載、又は専門家の報告書若しくは価格査定書の謄本若しくは抄本と認められるものの中に含まれたすべての不実の記載については、その記載が専門家の陳述を適正に表示したものであるか、又は専門家の報告書若しくは価格査定書の正当な謄本若しくは抄本であつたこと、目論見書の発行のときまで、その陳述が資格ある者⁽³⁾によつてなされたと信じ、且つ信じるについて相当の理由があつたこと、及び、その者が目論見書の発行に本法第四〇条の同意を与え、且つその同意を、登記申請のための目論見書謄本の提出前に、又は被告が知るところではその目論見書による割当の前に、撤回しなかつたこと。

(ハ) 公務員⁽⁴⁾によつてなされた陳述と認められるすべての不実の記

(1) reasonable public notice.

(2) allotment.

(3) competent.

(4) official person.

載、又は官庁の文書の謄本若しくは抄本と認められるものの中に含まれたすべての不実の記載については、その記載が公務員の陳述の正当な表示又は官庁の文書の正当な謄本若しくは抄本であつたこと。

或者が専門家としてなしたと認められる不実の記載について、本法第四〇条に定める同意を与えたために、目論見書の発行を認許した者として賠償の責に任ずる場合には、前項の規定を適用しない。

(三) 本条の一第二項但書により、或者が専門家としてなしたと認められる不実の記載について、本法第四〇条に定める同意を与えたために、目論見書の発行を認許した者として賠償の責に任ずべき場合に、この者が次の事項を証明したときは、その責に任じないものとする。

(1) 目論見書の発行に本法第四〇条の同意を一旦は与えたが、その後登記申請のための目論見書謄本の提出前に、この同意を書面により撤回したこと。

(2) 登記申請のための目論見書謄本の提出後であつて、且つその目論見書による割当の前に、不実の記載を知つたとき、書面により自己の同意を撤回し、また撤回及び撤回の理由について相当の公告をなしたこと。

(3) 自己がその記載をなす資格を有したこと、及び、その記載が真実であると信ずべき相当の理由があり、且つ場合によつては、株式又は社債の割当のときまで、その記載が真実であると信じたこと。

(四) 次の各号の場合には、会社の取締役、その他、目論見書の発行を認許した者は、目論見書に指名された者又は場合によつては目論見書の発行に同意を必要とされた者に対して、この者が目論見書中に自己の氏名を記入されたために、又は場合によつては、専門家としてこの者によりなされたと認められる陳述が目論見書中に含まれるために、この者が負担せしめられるすべての損害、費用及び支出を補償する責に任ずる。その目論見書に関して提起された訴訟の被告として自己を防禦するためにこの者が負担せしめられるすべての損害、費用及び支出についても、また、同様とする。但し、目論見書の発行を知らず又

はそれに同意を与えなかつた取締役は、この限りでない。

- (1) 目論見書が会社の取締役として又は会社の取締役となることに同意した者として或者の氏名を掲げる場合に、この者が取締役となることに同意しなかつたか、又は目論見書の発行前にその同意を撤回して、その発行にも認許若しくは同意を与えなかつたとき。
- (2) 本法第四〇条により目論見書の発行に或者の同意が必要とされる場合に、この者がその同意を与えなかつたか、又は目論見書の発行前にそれを撤回したとき。

前項の解釈に当つては、或者が、専門家としてこの者によりなされたと認められる陳述を目論見書中に掲げることに、本法第四〇条に定める同意を与えただけでは、目論見書の発行を認許したものとみなさない。

(五) 本条の解釈には、次の各号を適用する。

- (1) 「発起人⁽¹⁾」とは、目論見書又は不実の記載を内容とするその一部の調製に関係した発起人をいう。但し、或者が、会社の設立を成就することに従事する者のために、職業的資格⁽²⁾において行動する場合、その者をこのために発起人と称することはできない。
- (2) 「専門家」とは、本法第四〇条におけると同じ者をいう。

第四四條 (目論見書における不実の記載についての刑事責任)

(一) 本法の施行後に発行された目論見書が不実の記載を含むときは、目論見書の発行を認許した者は、次の各号に定める刑に処する。但し、その記載が重要でなかつたこと、又は、その記載を真実であると信ずべき相当の理由があり、且つ目論見書の発行のときまでその真実を信じていたことを、その者が証明するときは、この限りでない。

- (1) 起訴手続により有罪と決定されたときは、二年以下の拘禁又は五百ポンド以下の罰金、若しくは両者の併科。
- (2) 略式手続により有罪と決定されたときは、三カ月以下の拘禁又は百ポンド以下の罰金、若しくは両者の併科。

(1) "promoter."

(2) professional capacity.

(二) 本条の解釈に当つては、或者が、専門家としてこの者によりなされたと認められる陳述を目論見書中に掲げること、本法第四〇条に定める同意を与えただけでは、目論見書の発行を認許したものとはみなさない。

第四五條 (株式又は社債の売出募集を内容とする文書は目論見書とみなされること)⁽¹⁾

(一) 会社⁽²⁾がその株式又は社債を割当て又は割当ててることを承諾する場合に、その株式又は社債の全部又は一部が公衆への売出のために募集されることを目的とするときは、公衆への売出のための募集を行う文書は、すべての解釈において、会社により発行された目論見書とみなす⁽³⁾。この場合においては、その株式又は社債が引受のために公募され、且つ株式又は社債について募集に応ずる者がその株式又は社債の引受人であるのと同様に見て、目論見書の内容、目論見書中の記載及び脱漏についての責任、その他目論見書に関するすべての法規⁽⁴⁾定及び法原則を適用する。但し、募集をなす者が募集の文書に含まれた不実の記載その他募集の文書について責任を負うべき場合には、上記の法規定及び法原則の効力はこの責任を妨げない。

(二) 本法の解釈としては、次の事項が証明されたときは、反対の証明がなされない限り、株式又は社債が公衆への売出のために募集されることを目的としてその割当又は割当の承諾がなされたことの証拠が成立したものとする。

(1) 公衆への売出のためにする株式若しくは社債の募集又はその一部の募集が、割当又は割当の承諾の後六月以内になされたこと。

(2) 募集がなされた日に、株式又は社債について会社が受取るべき全対価⁽⁴⁾を受取らなかつたこと。

(三) 本条によつて準用される本法第三八条は、同条に定める必要記載事項の外に、次の事項をも目論見書に記載することを要求したものとして、効力を有し、また、本条によつて準用される本条第四一条は、募集をなす者が目論見書に会社の取締役として指名された者と同一であるものとして、効力を有す

(1) offer for sale.

(2) with a view to.

(3) for all purposes.

(4) consideration.

る。

(1) 募集された株式又は社債について会社が受取つた対価の正味額又はその受取るべき対価の正味額。

(2) 上記の株式又は社債の割当をした契約書又はその割当をなすべき契約書を閲覧に供する場所及び時間。

(四) 本条に定める募集をなす者が会社又は商事組合⁽¹⁾であるときは、会社の取締役二人、又は場合によつては組合員の半数以上が、その会社又は組合のために、募集の文書に署名することを以て足りる。上記の取締役又は組合員は、書面により授権した自己の代理人によつて、署名をなすことができる。

第四六條 (目論見書に関する規定の解釈)

本法第二章第一節の規定の解釈には、次の各号を適用する。

(1) 目論見書に含まれた記載が、その様式及び文脈の点で、紛わしいときは不実の記載とみなす。

(2) 目論見書に、その内容として、又はその表面にある報告欄若しくは覚書欄の内容として記載された事項は、その目論見書に含まれたものとみなす。引照によりこれに附加して一体とされた記載、又はこれと共に発行された書面も、また、同様とする。

第 二 節

割 当

第四七條 (最低引受額の払込を受領しない場合の割当の禁止)

(一) 本法の附則第四款第四条に定める事項に備えるための資金として株式資本の発行によつて調達されなければならないと取締役が認める最低額として目論見書に記載された額が引受けられ、且つその記載額に⁽²⁾応ずる申込証拠金の払込が会社によつて受領されたのでなければ、引受のために公募された株式資本について、割当をしてはならない。

前項の規定の解釈に当つては、会社が申込証拠金として善意で小切手を受領

(1) firm.

(2) the sum payable on application.

した場合、会社の取締役もまたこの小切手が不渡になると疑うべき理由を有しないときは、申込証拠金の払込が会社によつて受領されたものとみなす。

(二) 目論見書に記載された上記の額は、現金以外の方法で払込まれるべき額を除いて算出するものとし、これを本法においては「最低引受額⁽¹⁾」と称する。

(三) 各株式の申込証拠金は、その株式の額面金額の百分の五を下らないものとする。

(四) 目論見書の最初の発行後四十日を経過したときに、本条の一乃至三に掲げる条件が充たされていなかつた場合には、株式申込人から受領したすべての金銭は、直ちにその株式申込人に無利息で返還しなければならない。目論見書の発行後四十八日以内に上記の金銭を返還しない場合は、四十八日を経過したときから、会社の取締役は、年五分の利息付きで、連帯して返還をなす責に任ずる。

返還の遅滞が自己の非行又は過失⁽²⁾によらなかつたことを証明する取締役は、前項の責に任じない。

(五) 本条の要件に従わないことを株式申込人に要求し又は義務づける条件は、すべて、無効とする。

(六) 本条は、その三の規定を除き、引受のために公募された株式の第一回割当の後に行われる株式の割当には、適用しない。

第四八條（目論見書に代る届出書を登記事務取扱者に提出しない特定の場合における割当の禁止）

(一) 株式資本を有する会社がその設立に際し若しくはその設立に関して目論見書を発行しない場合、又は目論見書を発行したが、引受のために公募された株式の割当には着手していない場合には、株式又は社債の第一回割当の少くとも三日前に、会社に関する登記事務取扱者に、目論見書に代る届出書を提出して、登記を申請したのであれば、その株式又は社債を割当ててはならない。この届出書は本法の附則第五款第一目の様式に従うものとし、これには、同目に示す明細事項を記載すると共に、会社の取締役若しくは取締役候補者として

(1) "the minimum subscription."

(2) misconduct.

届出書中に指名されたすべての者、又は書面によつて授権されたその代理人が、署名しなければならない。同条第二目に定める場合には、同目に掲げる報告事項を記載しなければならない。上記の第一目及び第二目は、同条第三目に規定するところに従つて、効力を有する。

(二) 本法の附則第五款第二目に掲げる事項を報告する者が、その報告の中で、同条第五款に定める精算をなし、又は理由を附さずに、精算をなした旨を表示したときは、本条の一により提出される目論見書に代る届出書には、すべて、精算の内容及び理由を説明する裏書をなすか又は同様の説明書を添附して、その者がこれに署名しなければならない。

(三) 本条は、私会社には適用しない。

(四) 本条の一又は二の規定に違反した会社、及びその違反を知り且つ欲して⁽¹⁾認許し又は許可したすべての取締役は、百ポンドを超えない罰金に処する。

(五) 本条の一により会社に関する登記事務取扱者に提出された目論見書に代る届出書が不実の記載を含むときは、登記の申請のためにその届出書を提出することを認許した者は、次の各号に定める刑に処する。但し、その不実の記載が重要でなかつたこと、又はその不実の記載を真実であると信ずべき相当の理由があり、且つ届出書の提出のときまでその真実を信じていたことを、その者が証明するときは、この限りでない。

(1) 起訴手続により有罪と決定されたときは、二年以下の拘禁又は五百ポンド以下の罰金、若しくは両者の併科。

(2) 略式手続により有罪と決定されたときは、三カ月以下の拘禁又は百ポンド以下の罰金、若しくは両者の併科。

(六) 本条の解釈には、次の各号を適用する。

(1) 目論見書に代る届出書に含まれた記載が、その様式及び文脈の点で、紛わしいときは、不実の記載とみなす。

(2) 目論見書に代る届出書に、その内容として、又はその表面にある報告欄若しくは覚書欄の内容として記載された事項は、その届出書に含まれたものとみなす。引照によりこれに附加して一体とされた記載も、

(1) knowingly and wilfully.

また同様とする。

第四九條（正規の方法によらない割当の効力）

（一）前二条の規定に違反して会社が申込人になした割当は、会社の法定総会の開催後一月以内に、その申込人の請求により取消することができる。会社が法定総会を開くことを要しない場合、又は割当が法定総会の開催後になされた場合には、取消の請求は割当の日の後一月以内になされなければならない。会社が解散の手中にあるときでも、同様に取消をなすことができる。

（二）会社の取締役が割当に関する前二条の規定に故意に違反し、又はその違反を知つて許可若しくは認許したときは、その取締役は、会社及び割当を受けた者が蒙つた損害又は費用を賠償する責に任ずる。

前項の賠償請求の訴訟手続は、割当の日から二年を経過した後は、開始することができない。

第五〇條（株式及び社債の申込及び割当）

（一）目論見書が初めて一般的に発行された日の後三日目が始まるまで、又は目論見書に定められたそれ以後の期日までは、その目論見書に従つて会社の株式又は社債を割当ててはならず、また、その目論見書に従つてなされた申込について訴訟手続をとつてはならない。

前項に定める三日目又はそれ以後の期日を、本法においては、以下、「募入開始の期日⁽¹⁾」と称する。

（二）本条の一において、目論見書が初めて一般的に発行された日とは、目論見書が新聞広告として初めて一般的に発行された日を指すものと解する。

目論見書が、他の方法で初めて一般的に発行された日の後三日目が始まる前に、新聞広告として一般的に発行されないときは、前項の日は、他の方法で初めて一般的に発行された日を指すものと解する。

（三）本条の一及び二の規定に違反しても、割当の効力は妨げられない。但し、その違反があつたときは、会社及びその懈怠の責あるすべての役員は、五百ポンドを超えない罰金に処する。

（四）株式又は社債を売出のために募集する目論見書に本条を適用するに當つ

(1) "the time of the opening of the subscription lists."

ては、本条の一乃至三の規定において、割当なる語句は売出を指し、また、会社及びその懈怠の責あるすべての役員なる語句は、募集を担当する者及び知り且つ欲して違反を認許又は許可した者を指すものとして、読み替える。

(五) 一般的に発行された目論見書に従つて会社の株式又は社債の申込がなされたときは、募入開始の期日後三日を経過するまで、又はその三日目が終る前に、本法第四三条により目論見書について責に任ずべき者が、その責任を排除又は制限する効力を有する同条所定の公告をなすまでは、その申込を取消することができない。

(六) 本条及び次の条文において、或期日後三日目が到来するまでの期間を算定するには、その期間に介在する土曜日、日曜日又は大ブリテン島各地の銀行休日⁽¹⁾を算入しないものとする。(この計算法による)三日目が土曜日、日曜日又は銀行休日に当るときは、これらの日の何れにも当らないその後の最初の日を以て、本条及び次の条文にいう三日目とする。

(七) 本条は、本法第三九条の二第1号又は第2号の適用を受ける目論見書については、適用しない。

第五一條 (証券取引所で取引されるべき株式及び社債の割当)

(一) 一般的に発行されたか否かを問わず、目論見書によつて募集された株式又は社債を証券取引所で取引することの許可を請求する申立⁽²⁾がなされた旨又はなされるべき旨を目論見書中に記載してある場合に、目論見書の最初の発行後三日目が到来する前に許可請求の申立⁽²⁾がなされなかつたか、又は募入確定の日から三週間を経過する前に許可が拒絶されたときは、目論見書に従つてなされた申込に対する割当は、すべて、無効とする。上記の三週間内に証券取引所により又は証券取引所のために許可請求の申立人に対して通知されたそれ以上の期間を経過する前に許可が拒絶されたときも、その通知された期間が募入確定の日から六週間を超えない限り、また同様とする。

(二) 本条の一に定める期日の前に許可請求の申立⁽²⁾がなされなかつたとき、又はその期日の前に許可が拒絶されたときは、会社は、目論見書に従つて申込人

(1) bank holiday.

(2) the date of the closing of the subscription lists.

から受領したすべての金銭を、無利息で、直ちに返還しなければならない。会社に返還の責任が生じた後八日以内にその金銭が返還されない場合は、八日を経過したときから、会社の取締役は、年五分の利息付きで、連帯して返還をなす責に任ずる。

返還の遅滞が自己の非行又は過失によらなかつたことを証明する取締役は、前項の責に任じない。

(三) 本条の二に定める返還の責任が会社に生ずる虞れがある間は、目論見書に従つて申込人から受領したすべての金銭は、銀行の別口座に⁽¹⁾保管されなければならない。この規定に従うことを怠つた会社及びその懈怠の責あるすべての役員は、五百ポンドを超えない罰金に処する。

(四) 本条の要件に従わないことを株式又は社債の申込人に要求し又は義務づける条件は、すべて、無効とする。

(五) 本条の解釈に当つては、申立によつて請求された許可は現に与えられていないが、その申立に対して更に検討が加えられるべき旨の通告があつたときは、許可が拒絶されたものとみなさない。

(六) 本条は、次の各号に定めるところに従つて、効力を有する。

(1) 目論見書により募集の引受保証をする者が引取ることを約した株式又は社債に関しては、その者が目論見書に従つて申込をした場合と同様に見て、本条を適用する。

(2) 株式を売出のために募集する目論見書に関しては、次に掲げる修正を加えて、本条を適用する。

(イ) 割当なる語句は、売出を指すものとして、読み替える。

(ロ) 本条の二により申込人に返還をなす責任は、会社にではなく、募集をなす者について生ずるものとし、同規定において会社の責任を指す文句は、募集をなす者の責任を意味するものと解する。

(ハ) 本条の三において、会社及びその懈怠の責あるすべての役員なる語句は、募集を担当する者及び知り且つ欲して懈怠を認許又は許可した者を指すものとして、読み替える。

(1) separate bank account.

第五二條 (割当に関する報告書)

(一) 有限株式会社又は株式資本を有する有限保証会社はその株式の割当をなしたときは、一月内に会社に関する登記事務取扱者に次の書類を提出して、登記の申請をなさなければならない。

(1) 割当をした株式の総数及びその額面金額の総額、割当を受けた者の氏名、住所及び人物、並びに、各株について既に払込んだ金額又は期限の到来した未払込金額があるときは、その金額をも記載した割当報告書⁽¹⁾。

(2) 現金以外の方法で全額又は一部の払込がなされたものとして割当てられた株式の場合には、割当の原因である売買契約又は労務その他を対価とする契約の外、割当を受けた者のその割当に対する権原を証する契約の、正当に印紙を貼付した各書面、並びに、その割当てた株式の総数及び額面金額の総額、払込済として取扱われるべき範囲及び割当の対価を記載した報告書。

(二) 上記の契約が書面にされていない場合には、会社は、その契約が書面にされた場合に支払うべきであつた印紙税額と同額の印紙を貼付した所定の契約明細書を、割当後一月内に、会社に関する登記事務取扱者に提出して、登記を申請しなければならない。この明細書は、一八九一年印紙法⁽²⁾に規定する証書とみなされ、登記事務取扱者は、それについて支払われるべき税額が同法第一二条によつて決定されるべきことを、明細書収録の条件として要求することができる。

(三) 本条の規定に従うことを怠つたときは、懈怠の責あるすべての会社役員は、その懈怠を続けている間、毎日五十ポンドを超えない罰金に処する。

本条によつて提出しなければならない文書を割当後一月内に会社に関する登記事務取扱者に提出することを怠つた場合には、会社又はその懈怠の責あるすべての役員は、裁判所に救済を申立てることができる。文書提出義務の懈怠が偶然の事項若しくは不注意によるものであつたこと、又は救済を与えるのが正

(1) return of the allotments.

(2) the Stamp Act, 1891, 54 & 55 Vict. c. 39.

当且つ公平であることを、十分に認めることができるときは、裁判所は、適当と認める期間、その文書の提出を延期する命令を下すことができる。

第 三 節

手数料及び割引その他

第五三條（一定の手数料を支払う権限、及びその他一切の手数料の支払、割引等の禁止）

（一）次の各条件を具える場合に、或者が、絶対的たると条件付たるとを問わず、会社の株式を引受け若しくは引受けることに同意するとき、又は、絶対的たると条件付たるとを問わず、会社の株式の引受を斡旋し若しくは斡旋することに同意するときは、その対価としてこの者に会社が手数料⁽¹⁾を支払うことは、適法とする。

- （1）手数料の支払が通常定款によつて認許されていること。
- （2）支払われた又は支払を約束した手数料が、株式の発行価額の十分の一又は通常定款によつて認許された額若しくは率の何れか低い限度を超えないこと。
- （3）支払われた又は支払を約束した手数料の金額又は比率が、次の各規定に従うこと。

（イ）引受のために公募される株式の場合には、目論見書に開示されなければならない。

（ロ）引受のために公募されない株式の場合には、目論見書に代る届出書、又は、目論見書に代る届出書と同様の方法で署名され、且つ手数料の支払前に登記申請のため会社に関する登記事務取扱者に提出された所定の様式による届出書に、開示されなければならない。目論見書ではなくて、株式の引受を勧誘する回章又は通知⁽²⁾が発せられた場合には、その回章又は通知にも開示されなければならない。

（1） commission.

（2） circular.

(4) 手数料を対価として絶対的に引受けることを約束された株式の数が、前号の方法で開示されること。

(二) 本条の一に定める場合を除き、或者が、絶対的たると条件付たるとを問わず、会社の株式を引受け若しくは引受けることに同意するとき、又は、絶対的たると条件付たるとを問わず、会社の株式の引受を斡旋し若しくは斡旋することに同意するとき、その対価としてこの者に手数料を払い、割引⁽¹⁾を与え、又は手当⁽²⁾を給するために、会社は直接又は間接に会社の株式又は資本金を充当してはならない。この場合には、その株式又は資本金が、会社によつて取得される財産の購入金額若しくは会社のために執行されるべき労務の契約価額に、附加して充当されると、又はその資本金が名目上この購入金額若しくは契約価額の枠外で支払われると、その他いかなる方法によつてを、問わない。

(三) 本条のいかなる規定も、従来会社が支払うことを適法とされた仲立料⁽³⁾を支払う会社の権限を妨げない。

(四) 会社への売主、会社の発起人、その他会社から金銭又は株式で支払を受ける者は、会社が直接に支払えば本条により適法とされるべき手数料の支払に、その受取つた金銭又は株式の一部を充当する権限を有し、且つ常にその権限を有したものとみなす。

(五) 所定の様式による届出書を登記事務取扱者に提出する場合、本条の規定に従うことを怠つたときは、会社及びその懈怠の責あるすべての役員は、二十五ポンドを超えない罰金に処する。

(六) 本条のいかなる規定も、(瓦斯事業者が支払う手数料の率を制限する)一九三四年瓦斯事業法⁽⁴⁾第三条の二の適用を妨げない。

第五四條 (会社の株式又はその会社の持株会社の株式を買受け又は引受ける者のために会社自ら金融の便を与えることの禁止)

(一) 本条に別段の定がある場合を除く外、或者が会社の株式を買受け若しくは引受けること又は買受け若しくは引受けるべきことを目的として又はそのこ

(1) discount.

(2) allowance.

(3) brokerage.

(4) the Gas Undertakings Act, 1934, 24 & 25 Geo. 5. c. 28.

とに関連して、直接たると間接たるとを問わず、また、貸付金、保証、担保の供与、その他いかなる方法によるとを問わず、会社が金融の便を与えることは、適法でない。会社が従属会社である場合は、その会社の持株会社の株式の買受又は引受についても、また同様とする。

本条のいかなる規定も、次の各号に掲げる行為を禁止しないものと解する。

- (1) 金銭の貸付が会社の常務の⁽¹⁾一部である場合に、通常の営業過程において会社が金銭を貸付けること。
- (2) 会社に有給の雇用関係又は職務を有する取締役その他会社の従業員によつて又はその利益のために保有されるべき株式を受託者が買受け又は引受ける場合に、会社又はその持株会社の全額払込済株式を買受け又は引受けるための資金を、当分の間の実施計画に従つて、会社が供与すること。
- (3) 会社に善意で雇用される取締役以外の者が会社又はその持株会社の全額払込済株式を受益者として自ら所有するために買受け又は引受ける場合に、その買受又は引受を可能ならしめる目的を以て、会社がこの者に資金を貸付けること。

(二) 本条に違反した会社及びその懈怠の責あるすべての役員は、百ポンドを超えない罰金に処する。

(1) ordinary business.